

声 明

- (1) 本日、大阪高裁において日本トムソン「正社員化」裁判の控訴審判決があった。坂井満裁判長は、一審で認めた慰謝料の支払いも取り消し、第一審原告らの請求を全面的に棄却するという不当きわまりない判決を下した。

本裁判は、日本トムソン姫路工場において「派遣切り」された労働者がJMIU日本トムソン支部に加入し、労働局の是正指導を得て直接雇用を勝ち取ったものの期間限定の雇用でしかなかったため、正社員としての地位確認などを求め2009年4月提訴したものである。今年、2月23日の神戸地裁姫路支部での一審は、日本トムソンの雇用責任は否定しつつ、日本トムソンが出向・請負・派遣など短期間に雇用形態を変更してきたことは、違法状態を十分認識していたものであり、「原告らの5年超の長きにわたる違法な派遣労働下において就労をさせられた」という実態の「違法の重大性」を認め慰謝料の支払いを命じた。

- (2) 雇用責任を否定した一審・神戸地裁姫路支部判決は、派遣先である日本トムソンが労働者たちに対する配置や時間管理に関する権限だけでなく懲戒権限まで有していたことを認めながら、解雇に関する権限がないという理由で、派遣先と労働者たちとの間の労務給付関係、ひいては契約関係を否定するなど、少なからぬ問題を抱えていたが、控訴審判決は、そうした問題点の指摘にほとんど正面から答えることなく、一審・神戸地裁姫路支部判決を踏襲して日本トムソンの雇用責任を否定した。

また、一審・神戸地裁姫路支部判決は、製造業派遣が認められていない平成15年12月に偽装出向という職業安定法44条に違反する形態で社外労働者を受け入れ、その後も偽装請負、違法派遣（期間制限違反）と形態を変えながらも5年以上にわたって一貫して違法状態で就労させていたことが、労働関係法規が要求する三者間労働関係の適正利用義務に違反する不法行為を構成するとして、原告全員に1人50万円の慰謝料を認めたが、控訴審判決は、出向契約での社外労働者の受け入れは、製造業派遣が許容されていない時代に出向の形式を利用したもので、実質、労働者派遣であり、職業安定法44条に違反しないと、その上で、労働者派遣法違反はあるが、労働者派遣法は労働者保護ではなく、「労働者に対して就労の場を提供する機能を果たしていることも軽視できない」から、不法行為上の違法はないとして、不法行為の成立を認めた一審・神戸地裁姫路支部判決を取り消した。しかし、出向も労働者派遣であり、偽装出向が職業安定法44条違反でないという解釈は、厚生労働省でさえ採用していない解釈であるというだけでなく、そもそも労働者派遣法が製造業派遣を認めていない時代の製造業への偽装出向を労働者派遣の概念で説明すること自体、矛盾を犯した解釈と評する他ない。

このように違法状態で働いていても労働者に守られる権利利益はないとして第一審原告らの請求を切り捨てた控訴審判決は、まさに派遣労働者を物と同様に扱うものであり、そこに人間である労働者の訴えに真面目に耳を傾け検討しようという姿勢はかけらも見ることができない。

- (3) 私たちは、この不当な判決に対し強く抗議し、直ちに最高裁へ控訴して正社員化を実現すべく奮闘するものである。今期、日本トムソンは過去最高水準の生産高を予想するなど、業績はV字回復であり、原告ら期間社員を解雇した姫路工場へは、岐阜製作所からの配転で、解雇した原告らを上回る人員補充をしている。原告らを職場に戻すことを日本トムソンに決断させ、争議の早期全面解決をはかるとともに、「正社員があたりまえの社会の実現」めざし、全国の仲間と連帯し、全力でたたかうことをあらためて決意するものである。

2011年9月30日

全日本金属情報機器労働組合（JMIU）

同 兵庫地方本部

同 日本トムソン支部

日本トムソン正社員化裁判弁護団

日本トムソン正社員化裁判原告団